

経常建設共同企業体による入札参加資格審査申請について

令和8年5月

南丹市が発注する建設工事(土木一式)に係る経常建設共同企業体の入札参加資格の審査を下記のとおり実施しますので、該当する方は必要書類を提出して下さい。

I 南丹市経常建設共同企業体制度の概要

- (1) 経常建設共同企業体制度は、中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力の強化が可能となることを目的としています。
運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で、各構成員は建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものです。
- (2) 今回、経常建設共同企業体として登録する土木一式工事については、入札参加資格有効期間中は、原則として経常建設共同企業体の構成員単体に対し、指名は行いません。
また、一般競争入札においても構成員が単体で参加することはできません。
- (3) 特定建設工事共同企業体への参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできますが、経常建設共同企業体が構成員として参加することはできません。

II 入札参加資格申請の要件

- (1) 共同企業体の要件
 - ア 構成員の数は、原則として2又は3社とします。
 - イ 共同企業体は、自主結成とします。
 - ウ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、均等割の10分の3以上とします。
 - エ 構成員の組合せは、原則として同一等級、直近等級又は直近2等級に属する者の組合せとします。
 - オ 代表者は、構成員において決定された者とします。
- (2) 共同企業体の構成員が満たす要件
すべての構成員は、南丹市内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事について、次の各号のすべてに該当する者でなければなりません。
 - ア 営業年数が1年以上あること。
 - イ 南丹市の令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
 - オ 南丹市に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

Ⅲ 入札参加資格審査申請書の作成及び受付

- (1) 受付日時 令和8年5月11日(月)から令和8年5月29日(金)まで
(土曜日・日曜日は除きます。午前9時から12時、午後1時から5時まで)
- (2) 受付場所 南丹市役所総務部監理課
- (3) 提出書類
 - ア 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書……………(別記第1号様式)
 - イ 経常建設共同企業体協定書の写し……………(別記第2号様式)
 - ウ 経常建設共同企業体年間委任状……………(別記第3号様式)
 - エ 経常建設共同企業体総合点計算表(市長が必要とする場合に限る。)(別記第4号様式)
- (4) 提出部数 各1部(大きさはA4版)
なお、受付の証明となるものが必要な方は別途用意してください。
- (5) その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられません。なお、入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した場合は、当該共同企業体を認定しません。また、構成員に対して指名停止措置を行うことがありますので注意してください。

Ⅳ 審査結果の通知及び認定資格の有効期間など

- (1) 今回申請いただいた共同企業体については、審査の上、結果(等級及び総合点等を含む)を通知します。
- (2) 認定資格の有効期間は共同企業体の認定日から令和9年3月31日までです。
なお、構成員が土木一式工事について、単体として建設工事競争入札参加資格を失った場合には、有効期間内であっても資格を失うこととなります。また、有効期間中、構成員の経営事項審査数値に変動があった場合でも、共同企業体の資格審査の結果は変更しません。
- (3) 構成員が指名停止措置を受けた場合には、共同企業体全体を指名停止とします。ただし、指名停止が長期間に及ぶ場合は、当該共同企業体を解散し、他の構成員は、新たな構成員の補充の有無にかかわらず共同企業体を再結成することができます。

(問い合わせ先)

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

南丹市役所総務部監理課 0771-68-0086(直通)

0771-62-3122(FAX)